

重 要 事 項 説 明 書

小規模多機能ホーム 丸子の里 和るつ

様に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業所の概要

(1) 名称等

事業所の名称	小規模多機能ホーム 丸子の里 和るつ
事業所の所在地	〒421-0103 静岡県静岡市駿河区丸子 5592 番地 TEL 054-257-3777 FAX 054-257-3767
提供サービス種別	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
管理者名	清水 利加
指定年月日	平成 20 年 4 月 1 日
サービスを提供する 通常の実施地域	静岡市

2. 事業所の目的と運営方針

利用者の心身の状況・要望及び生活環境を考慮し、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、利用者一人ひとりが住み慣れた自宅でその方らしい暮らしが継続できるよう支援いたします。

3. 施設の設備概要

定 員	登 録 定 員	2 9 名
	通 い サ ー ビ ス の 利 用 定 員	1 8 名
	宿 泊 サ ー ビ ス の 利 用 定 員	7 名
食堂及びデイルーム	60.39㎡	
浴 室	一般浴槽 リフト浴槽	
宿 泊 室	7 か所 (うち1つは予備室)	
その他の設備	静養入 [°] -ｽ1 か所 相談室 1 か所 送迎車 4 台	

4. ご利用事業所の職員体制

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管 理 者	1	常勤兼務 1人	介護福祉士
計画作成担当者	1	常勤兼務 1人	介護支援専門員
小規模多機能型居宅介護 従業者	5人以上	常勤専従 5人以上 常勤兼務 1人 非常勤専従 1人以上	介護福祉士・ 介護福祉士 介護福祉士等
看 護 師	1	非常勤専従 1人	正看護師

5. サービス提供日及び時間

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	365日(年中無休)・24時間
(訪問サービス)	365日(年中無休)・24時間
(通いサービス)	365日(年中無休)・7:00~20:00
(宿泊サービス)	365日(年中無休)・20:00~7:00

6. 利用料金

(1) 当事業所の(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供(介護保険適用部分)に際し、利用者が負担する利用料金は、原則として基本料金の1割です。

【(介護予防)小規模多機能型居宅介護利用料(1か月あたりの自己負担利用料)】

介護度	基本単位	サービス 提供体制 加算	総合マ ネジメ ント体 制強化 加算	静岡市 独自 加算	科学的 介護推 進体制 加算	認知症 加算 (Ⅱ)	認知症 加算 (Ⅳ)	利用料金
要支援 1	3450	750	1200		40			6,459円
要支援 2	6972	750	1200		40			10,638円
要介護 1	10458	750	1200	600	40			15,489円
要介護 2	15370	750	1200	600	40	890		22,375円
							460	21,865円
								21,319円
要介護 3	22359	750	1200	600	40	890		30,670円
								29,613円
要介護 4	24677	750	1200	600	40	890		33,421円
								32,365円
要介護 5	27209	750	1200	600	40	890		36,427円
								35,370円

利用料金は、基本単位から認知症加算までの合計単位に地域加算（１０．３３円）・介護職員処遇改善加算（１４．９％）を乗じた金額です。

サービス提供体制強化加算

- ・研修計画書を作成し、研修を実施又は実施を予定している事かつ介護福祉士が７０％以上の配置

総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）

- ・随時、介護職員や看護職員等の多職種連携により、個別サービス計画の見直しを行っている
- ・日常的に地域住民等との交流を図り地域の行事や活動等に積極的に参加している
- ・地域住民等の相談に対応する体制の確保
- ・必要時多様な主体が提供するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。
- ・地域住民、他事業所等と共同で事例検討会、研修等を実施している。

静岡市独自加算（地域連携強化加算）

- ・２月に一回以上地域住民も参加する行事の開催
- ・認知症介護実践者研修修了者を３０％以上配置

科学的介護推進体制加算

- ・ご利用者ごとの心身の状況等を厚生労働省に提出、必要に応じて情報を活用しサービス計画の見直しを行う

認知症加算（Ⅱ）※該当者

- ・主治医意見書等において認知症日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者
- ・認知症介護実践リーダー研修修了者を１名以上配置

認知症加算（Ⅳ）※該当者

- ・主治医意見書等において認知症日常生活自立度Ⅱのご利用者

初期加算 新規登録時、及び１ヶ月以上の入院後の再登録時

- ・３０円/日を最大３０日間いただきます。

訪問看護・福祉用具貸与・居宅療養管理指導を介護保険サービスで利用することができます。

（２）その他の費用（介護保険１割負担以外の利用料）

〔宿泊サービス〕

宿泊に要する費用	１日あたり ３，５００円
衣類貸与料	// １００円

〔食費〕

通いサービスの昼食費（おやつ代を含む）	７３０円
宿泊サービスの食費（３食＋おやつ代）	朝食 ５６０円 昼食 ７３０円（おやつ含む） 夕食 ６４０円

〔その他〕

レクリエーション費		50円
紙おむつ	1枚	110円
リハビリパンツ	//	100円
尿取りパット	//	30円

（３）料金のお支払い方法

・地方銀行（スルガ銀行を除く）信用金庫・農協・郵便局・漁協等からの口座自動引き落としとさせていただきます。＜引き落とし日 毎月１８日＞領収証の発行は、引き落とし確認（毎月２２日頃）以降となります。

７．サービスの利用方法

（１）利用の変更

・利用者様の都合により当日の訪問サービス、通いサービスまたは宿泊サービスを変更したい場合には、出来るだけ早く当事業所にご連絡ください。

（２）サービスの終了

ア）利用者様のご都合でサービスを終了する場合

・サービスの終了を希望する１か月前までに当事業所の職員にご相談、またはお電話にてお申し出ください。

イ）当事業所の都合でサービスを終了する場合

・人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の１か月前までに、文書により利用者様に通知します。

ウ）自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・利用者様が介護保険施設に入所された場合
- ・利用者様が長期にわたり入院された場合
- ・利用者様の要介護度が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者様が亡くなられた時

エ）その他

- ・当事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者様や利用者様の家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、利用者様に文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・利用者様がサービスの利用料金を３ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払いがないとき、利用者様が当事業所に対してこの契約を継続しがたいほど背任行為を行った場合は、文書で利用者様に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

8. サービス利用にあたっての留意事項

- ・体 調 の 確 認：ご利用当日の体調の確認をされ、無理のないようにしてください。
- ・利用時間の変更：ご利用時間の変更を希望される場合は、当事業所の職員にいつでもご相談ください。
- ・設備・器具の利用：施設内の設備・器具を利用する時は、安全・衛生面に気をつけてご利用願います

9. サービスの内容

当事業所が利用者様に提供するサービスは以下のとおりです。

営業日： 365日

内 容：

- ☐ 通いサービス
- ☐ 宿泊サービス
- ☐ 訪問サービス
- ☐ 生活相談 その他

- サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、利用者様にわかりやすいように説明いたします。
- サービスの提供に用いる設備・器具等については、安全・衛生に注意を払い、特に利用者様の身体に接触する設備・器具については、消毒したものを使用します。

10. 担当の職員

利用者様を担当する計画作成担当者は 池ヶ谷 真紀 です。

11. 緊急時の対応方法

サービスの提供中にご利用者の体調の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに基づき、主治医・救急隊・ご家族等へ連絡いたします。

12. 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	非常災害対応マニュアルを作成して全職員に周知させています。
近 隣 と の 協 力 関 係	自治会等の防災訓練に参加して協力体制を常にとっています。
平常時の防災訓練等	年2回、利用者及び職員参加の防災訓練を実施。
防 災 設 備	福祉施設として消防法に定められた防災設備を完備。

送迎時、あるいは訪問時において災害が発生した場合は、サービスを中止させて頂くことがあります。その際にはご家族にご連絡させていただきます。

1 3. 苦情処理

利用者様は、当事業所の小規模多機能型居宅介護サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者様は、当事業所に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口

担 当	清水 利加
電話番号	054-257-3777

当施設ご利用相談室	ご利用時間 毎日午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 054-268-5080 面接 静岡市駿河区みずほ2丁目12-7 苦情担当責任者：小作 徳光（静岡市駿河区長田地域包括支援センター） ：長沢 久乃（特別養護老人ホーム丸子の里 事務長） 苦情解決責任者：成岡 桂子（特別養護老人ホーム丸子の里 グループ長）
第三者委員	前田 修司（長田西地区民生委員・児童委員協議会 会長） 電話 259-6471 （9:00～17:00） 池ヶ谷恵子（長田東地区民生委員・児童委員協議会 会長） 電話 257-0795 （9:00～17:00） ※敬称略

苦情につきましては、まず当和るつの担当者にご納得いくまでご相談ください。また、丸子の里苦情申し立て体制もご利用できます。

それでもご納得できない場合は、利用者様の住民票のある市町村や国民健康保険団体連合会窓口にて、苦情を申し立てることができます。

連絡先 静岡市役所介護保険課 054-221-1088

静岡県国民健康保険団体連合会 054-253-5590

1 4. 施設評価について

毎年事業所の職員における「自己評価」、ご家族代表、運営推進会議出席による「外部評価」を合評することで「内部評価」とさせていただいております。

また「サービス評価」の総括表は年度初めに市または包括支援センターに提出しています。

令和 年 月 日

乙（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、☐甲1・甲2
に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

所 在 地 静岡市駿河区丸子5592番地

名 称 小規模多機能ホーム 丸子の里 和るつ

説 明 者 清水 利加

甲1（利用者）私は、本書面に基づいて、乙から上記重要な事項の説明を受けました。
必要に応じて個人情報を提供することと、（介護予防）小規模多機能居宅
介護の提供開始に同意します。

住 所

氏 名

甲2（代理人）

住 所

氏 名